人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル

CONTENTS

第1	章	人にやさしいまちづくり条例の概要	
		÷例の概要 ······	
		☆	
		定施設と他法令との関係	
			-
第2	2章	整備マニュアル	
	第1	建築物	11
		利用者用の出入口	
		利用者用の廊下等 階段に併設される傾斜路	
		- 利用者用の階段	
	_	利用者用の昇降機及び乗降ロビー	
		利用者用の便所	
	_	利用者用の敷地内通路	
		観覧席・客席	
) 利用者用の浴室	
		3 受付・案内カウンター及び記載台	····58
		l 公衆電話所 う券売機 ····································	
) 条内標示等 ····································	
		⁷ 授乳及びおむつ交換の場所 ····································	
	第1	の2 小規模施設	63
		建築物以外の公共の交通機関の施設	
		便所	
	2	授乳及びおむつ交換の場所	66
	第3	道路	67
	1	歩道及び自転車歩行者道	68
	第4	· 公園	69
		出入口	
		園路	
		休憩施設	
	5	便所	71
		案内表示	
		駐車場	
		駐車場	
		車いす使用者用駐車施設	
		照明	
h-h- c	·		
用し	3 章		
	人に	: やさしいまちづくり条例 ····································	····78
	人に	やさしいまちづくり条例施行規則	82
参考	資料		
		寸法等	
		県建築基準条例(抄)	
	ジく	しまユニバーサルデザイン推進指針(改訂版)(概要)	···132
	高齢	者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	144
	高齢	者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 等円滑化促進に関する基本方針(国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)・	167